（№　L-2017-014）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2017年　11月　17日 | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会 社 名　 | 改訂対象： |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | １ | ad. | 8 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名 |
|  TEL:連 絡 先 FAX: |
| 件　　名　明細別参照帳票No.の使用方法に関する記述の訂正 |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】[1204]明細別参照帳票Ｎｏ．について、以下のとおり改訂することを要求する。(1) 改訂対象LiteS実装規約Ver.2.1ad.7　p. 420　および　LiteS実装規約Ver.2.1ad.7　p. 460(2) 改訂内容以下のとおり変更する。＜LiteS実装規約Ver.2.1ad.7　p. 420＞

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞　B.Ⅷ.支払通知(1) 支払通知の帳票を特定するデータ項目・・・発注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には支払通知を受信した受注者において、各請求データとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な請求番号をセットすることが望ましい。　また、請求番号が提示できない場合でも、注文番号や出来高要請番号などを[1422]明細別発注者管理番号にセットすることが望ましい。 |
| 変更後 | ＜本文＞　B.Ⅸ. 工事請負契約外取引(2) 取引を特定するデータ項目・・・発注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には、支払通知を受信した受注者において各請求データとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な請求番号などをセットすることが望ましい。　また、請求番号などを提示できない場合でも、注文番号や出来高要請番号などを[1422]明細別発注者管理番号にセットすることが望ましい。 |

＜LiteS実装規約Ver.2.1ad.7　p. 460＞

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞　B.Ⅸ. 工事請負契約外取引(2) 取引を特定するデータ項目・・・受注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には契約外請求を受信した発注者において各納品データとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な納品番号をセットする。 また、納品番号とともに、注文番号を[1377]明細別参照帳票 No.2 にセットすることが望ましい。 |
| 変更後 | ＜本文＞　B.Ⅸ. 工事請負契約外取引(2) 取引を特定するデータ項目・・・受注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には、契約外請求を受信した発注者において各納品データとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な納品番号などをセットすることが望ましい。 また、納品番号などとともに、注文番号などを[1377]明細別参照帳票 No.2 にセットすることが望ましい。 |

 |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】 [1204]明細別参照帳票Ｎｏ．は受注者の納品番号、[1377]明細別参照帳票No.2は注文番号、などの記載があるが、これらに限定されないため、記載を改めることが適当である。【既存ユーザ等への影響】システム改修や運用の見直しなどは発生しないことから、既存ユーザへの影響は特に生じないと考えられる。 |

（№　L-2017-014）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2018年1月29日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）明細別参照帳票No.の使用方法に関する記述の訂正 |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | ○ | 実稼動しているシステムの改修は不要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 業務の見直し、変更は生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | ／ |  |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ／ |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か | ○ | 規約の文言修正のみの対応となるため、即時の対応が可能である。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ／ |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ／ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | 当該データ項目の利用を制限するような記述となっているため、早急に修正されることが望ましい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載) |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |